



2026年2月10日

各位

会社名 abc株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第19回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2026年2月26日
(2) 発行新株式数	2,392,400株
(3) 発行価額	1株につき209円
(4) 調達資金の額	500,011,600円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Seacastle Singapore Pte.Ltd 2,392,400株
(6) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2026年2月26日
(2) 新株予約権の総数	392,347個(1個につき100株)
(3) 発行価額	総額136,536,756円 新株予約権1個につき金348円
(4) 当該発行による潜在株式数	39,234,700株
(5) 資金調達の額	8,336,589,056円 (内訳) 本新株予約権発行分 136,536,756円 本新株予約権行使分 8,200,052,300円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照ください。

(6) 行使価額	1株につき 209円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Seacastle Singapore Pte.Ltd 153,111 個 WowooPte. Ltd. 167,465 個 Soul Ventures Holdings Limited 71,771 個
(8) その他	①行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ②その他 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、不動産・金融事業を本業とし、最先端のメタバース空間の展開を含めた様々な事業開発・金融支援を行っており、暗号資産事業においてもディーリング業務を開始するなど Web3 領域において、積極的な事業展開を図っております。

当社グループにおけるそれぞれの事業の足元の状況に関して、サイバーセキュリティ事業につきましては、主力の OPSWAT 製品について、大型の新規複数年契約案件を計画的に受注しており、中小企業向け新規のコンサル案件も開始し、販売店へエンドポイント製品を販売していくことで、受注増加へのフローの展開を広げています。また、新規商品のラインアップ、拡販商品の提供サービスを顧客へのニーズにあわせて提案のソリューションを都度行うことで、セキュリティコンサルティング案件も増加させています。

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営及び飲食店舗の運営による営業活動に従事していますが、ナイトクラブの運営については、通常の店舗運営から店舗スペースの貸し出しなどに方向転換しており、店舗の利活用に事業の展開を図っています。CLUB CAMELOT の空間をメタバース化した META CAMELOT の最新アップデートを継続し、新たな空間開発やリアルなイベント開催できる場所の提供を図っています。宿泊施設の運営もインバウンド観光客の増加による客層の取り込みの拡大による宿泊客が継続して増加しています。

ゲーム事業については、当社子会社のクレンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレンゲーム「クレマス」の事業展開を図っており、「クレマス」を中核に様々な Youtuber やインフルエンサーとコラボレーションを実施し、限定商品の販売を「クレマス」と連動させるなど、企画・マーケティングの強化を図り、オンラインクレンゲーム事業のフランチャイズ事業に向けた施策にも従事しております。特に大型の集客イベントへの参加、NFT（ノン・ファンジブル・トークン）景品に特化したオンラインクレンゲームを BtoB にて販売するなど、デジタル景品の導入やブロックチェーン技術の活用を通じた提供商品の差別化を図っています。

ヘルスケア事業は、当社子会社の株式会社エムワンが医療部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動に従事しております。自社 EC サイト、テレビショッピング、大手ショッピングチャンネルにおいて、薬用育毛ローション「M-1 シリーズ」の販売活動を行うと共に、販路拡大のために代理店営業の強化に努めています。

また、Web3 事業につきましては、Web3 技術を活用した新規事業開発およびエコシステム設計を支援する Web3 領域における企業向けコンサルティング事業として、今期から本格的な始動となっております。

そのなかで、特に金融サービス事業については、上場企業などに対して資金調達の支援を行い、(※) 上場企業へのエクイティ投資を自己で行うなど、トレーディングを含める売買利益の積み上

げ及び暗号資産ディーリング業務と支援する投資先ミームコインとの Web3 エンタメ経済圏の構築をはじめとした、グループにおける収益還元化のサイクル実行の実現に従事しています。特に当社グループが支援・保有する暗号資産「NYANMARU Coin (\$NYAN)」「WOWBIT (\$WWB)」を活用し、「Project GJ」の監修のもと、エンターテインメントプロダクト「Gatcha NYAN (ガッチャニャン)」に関する取り組みの開始やスポンサー企業に対して WOWBIT トークンを活用した「逆有償型スポンサーシップ」を推進し、ブロックチェーン技術を活用した新しいスポンサーシップモデルの導入する取り組みも行っています。グループ経営基盤の強化と黒字体質への転換を図るために中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を実現していきます。

(※) 昨年度以降での上場企業への投資実績 (株式、新株予約権) : ウインテスト株式会社 (6721)、株式会社オーケーウェブ (3808)、株式会社イメージワン (2667)、株式会社フォーシーズ HD (3726)、ピクセルカンパニーズ株式会社 (2743)、北浜キャピタルパートナーズ株式会社 (2134)

当社は 2025 年 1 月 24 日に第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権、第 17 回新株予約権を発行し、現時点において、約 60 億円の調達 (調達率: 79.9%) を行っております。2025 年 10 月 17 日付「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権、第 17 回新株予約権の行使による資金調達の状況に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、調達資金も当社等における借入金返済、運転資金への充当と共に、M&A、資本業務提携による投資資金や暗号資産の購入資金などへ適切に充当しながら、当社グループの事業推進を図っています。17 回新株予約権については、2025 年 7 月 8 日付で割当先が保有する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後に消却いたしました。一部残存する別の割当先が保有する新株予約権に関しても 2026 年 2 月 4 日付「第 17 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の開示のとおり、2026 年 2 月 27 日付で残存する本新株予約権の全部を当社が取得し、取得後直ちに消却することを決議しております。第 16 回新株予約権については、大部分の行使が完了しておりますが、残存する保有分についても現時点では未行使となっており、保有先の意向は株価の状況次第で行使を行っていく予定であるため、残存は継続しております。

また当社は、新たな収益の柱としてミームコインの領域に注力したディーリング業務の運営を標榜しており、ビットコイン (BTC)、Solana (SOL) を最重要アセットと定義し、ミームコインの領域に注力したディーリング業務では成果を上げており、2025 年 10 月 15 日付「2025 年 8 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」の開示で公表しましたとおり、決算期変更となる当事業年度は、5 ヶ月の変則決算となっておりますが、経常利益、当期純利益が大きく改善し、黒字化を実現しております。暗号資産の運用における当社が保有する暗号資産による売買益を踏まえた、当該ディーリング事業及び上場企業のエクイティファイナンスにおけるトレーディングによる利益が大きく寄与しております。

当社としては、持続的な経営の安定化、更なる財務体質の改善及び今後の成長に必要となる事業資金等の確保が肝要であると判断しており、現状の当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行う選択なかで、今回割当先となる投資家等への意向なども踏まえて、直接に資金を投下するスキームによる資金調達として第三者割当増資が最も当社の資金ニーズをも満たす適切な資金調達手法であると判断しております。本第三者割当増資による資金調達で充当する資金使途としては、後述のとおり、①運転資金②借入金返済資金③M&A、上場企業・米国 AI ベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金④暗号資産の投資運用資金⑤事業会社などに対する投融資資金を想定しています。

このように当社は更なる事業推進への取り組みを進めながら、下記「(2) 手取金の具体的な使途」に記載のとおり資金を必要としており、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の

資金の確保が、現状の当社にとっては肝要であると判断し、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

また当社は現在、2025年8月に自己株式取得に関する決定を行っていますが、今回実施する本第三者割当による資金調達は、既存の事業から得られるキャッシュを株主への規律ある還元に向けることと、将来に向けたアグレッシブな投資を両立させるための多角的な資本政策の一環と考えております。短期的な希薄化の影響を自己株式取得によって抑制しつつ、増資によって得られるリソースを早期に企業価値向上に結びつけることが、結果として全株主の利益に繋がると確信しています。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、当社の事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化を目的としており、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。そのため、当社は、資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本新株予約権の発行に係る、「資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し本スキームを採用することを決定しました。

<資金調達方法の概要>

今回の資金調達は新株式を Seacastle Singapore Pte.Ltd に割り当てるとともに、Seacastle Singapore Pte.Ltd、WowooPte.Ltd、Soul Ventures Holdings Limited（以下、個別に又は総称して「割当予定先」と記載）に対して第19回新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。上述のとおり、現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達として、また「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、資金使途の支出時期の想定スケジュールも勘案しながら、割当先となる投資家との協議も踏まえて、今回の資金調達は新株式と第19回新株予約権を組み合わせたスキームとなっております。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットは大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資

金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

② C B（転換社債型新株予約権付社債）

C Bは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。また、MSCB（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないとは判断いたしました。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、今回の資金調達方法として適当ではないとは判断いたしました。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額については、第19回新株予約権は209円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項第 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	8,836,600,656 円
(内訳)	
本新株式の発行	500,011,600 円
本新株予約権の発行	136,536,756 円
本新株予約権の行使	8,200,052,300 円
②発行諸費用の概算額	144,961,103 円
③差引手取概算額 (①-②)	8,691,639,553 円

- (注) 1. 本新株式の払込金額の総額 500,011,600 円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 8,836,600,656 円
2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりです。
- ・登記費用：11,260,000 円
 - ・新株予約権価格算定費用：1,500,000 円
 - ・有価証券届出書作成等支援業務費用：2,100,000 円
 - ・割当予定先等調査費用：600,000 円
 - ・割当予定先の紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費として、株式会社 Day one partners（東京都千代田区神田和泉町 1-6-16 代表取締役 松田堯之）に 129,501 千円を見込んでおります。紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費は成功報酬によるもので、新株式及び新株予約権による調達額が手数料の算出に含まれることから、調達金額に応じて、その費用も変動いたします。
4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュールリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	150	2026年2月～2026年4月
② 借入金返済資金	350	2026年2月～2026年3月
合計	500	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
② 借入金返済資金	200	2026年2月～2026年9月
③ M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金	3,000	2026年2月～2030年2月
④ 暗号資産の投資運用資金	2,991	2026年2月～2030年2月
⑤ 事業会社などに対する投融資資金	2,000	2026年2月～2030年2月
合計	8,191	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 資金使途は、記載の優先順位にて充当する予定です。なお、新株予約権の行使が思うように進まない場合には、資金使途の見直し及び別途の資金調達の可能性がございます。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① 運転資金

当社連結グループにおける2025年8月期に売上高は1,109,625千円、経常利益は781,288千円、親会社株主に帰属する当期純利益は526,527千円となりましたが、主な暗号資産や有価証券の売却益などによる収入を獲得する一方で、暗号資産の取得による支出654,250千円、有価証券の取得による支出1,827,766千円、短期借入金の返済による支出4,336,558千円など、キャッシュ・フローの継続的な黒字を目指してはおりますが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立については現在も事業の推進と併行して従事しているところであり、そのため、現状の資金繰りにおいては、以下、2026年2月～2026年4月までの期間において、当社グループの営業等にかかる販管費や借入金返済等に伴う支出などを勘案すると、キャッシュ・フローとしては約150百万円の赤字を見込んでおります。そのため、子会社への給与支払や諸経費などの必要となる運転資金の補填として、本第三者割当により調達した資金150百万円を充当することを予定しております。

② 借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち550百万円については、当社の資金繰りを鑑み、返済期限が到来する下表の借入金（短期借入金残高の全額）の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費

を抑える方針で返済を予定しております。金融機関以外の第三者からの借入については、前年度よりのエクイティ・ファイナンスの実施によって資金調達もしながら、今後における事業展開のための運転資金確保に機動的かつ確実な資金調達手段を適宜検討しているなか、当社ともビジネス上の関係がある先、また以前から当社と懇意先に資金の借入を相談し、当社の事業に対する理解もあり、借入れについて承諾いただき、借入れを行っております経緯です。今回、借入金返済資金として返済する対象先5社については、現状における事業収益等からの捻出による当社自身の返済が困難である予測と借入先と当社の関係上で、返済期日までの返済優先であることを増資資金（本新株式の発行により調達する資金）で充当することで、借入先からの信用の担保にもなることから返済対象先として挙げております。

なお、返済の順序につきましては、本新株式の発行により調達する資金から返済に充当する先、本新株予約権の発行により調達する資金から返済に充当先で分けており、以下の並び順にて、一部の期日延長予定で調整中も勘案して、最終返済日の早い順位に予定しております。予定する返済先に関して返済期日から新たに借り換えを行うなどの場合には、借り換えた先の返済に充当していきます。下記、借入金の「利息残高」に関しては、2026年1月31日時点での借入残高に2026年1月31日時点の利率を掛けて算出した金額になります。

下記、1) 2) の借入金返済先は、本新株式の発行により調達する資金から返済に充当します。（支出予定時期：2026年2月～2026年3月）

1) 借入金（50百万円）

借入先	Seacastle Singapore Pte.Ltd (代表取締役 Tang Koon Heng)
借入実行日	2025年9月30日
最終返済期日	2026年2月27日
当初借入金額	100百万円
利率	2%
2026年1月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金用途	子会社への給与支払や諸経費など当社グループとして必要となる運転資金に充当済みです。
2026年1月31日借入残高	50百万円 ※50百万円は1月27日に返済済み

2) 借入金（300百万円）

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2026年1月14日
最終返済期日	2026年2月28日
当初借入金額	300百万円
利率	12%
2026年1月31日利息残高	4百万円
担保	なし
資金用途	子会社への給与支払や諸経費など当社グループとして必要となる運転資金に充当済みです。
2026年1月31日借入残高	300百万円

下記、3) 4) 5) の借入金返済先については、本新株予約権の発行により調達する資金から返済に充当します。（支出予定時期：2026年2月～2026年9月）

3) 借入金（100百万円）

借入先	アークサービス株式会社（代表取締役 松田 康広）
借入実行日	2025年11月26日

最終返済期日	2026年2月25日 ※期日延長予定で調整中
当初借入金額	100百万円
利率	12%
2026年1月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	子会社への給与支払や諸経費など当社グループとして必要となる運転資金に充当済みです。
2026年1月31日借入残高	100百万円

4) 借入金 (50百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2025年9月26日
最終返済期日	2026年2月27日 ※期日延長予定で調整中
当初借入金額	50百万円
利率	12%
2026年1月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	子会社への給与支払や諸経費など当社グループとして必要となる運転資金に充当済みです。
2026年1月31日借入残高	50百万円

5) 借入金 (50百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2025年12月10日
最終返済期日	2026年3月9日 ※期日延長予定で調整中
当初借入金額	50百万円
利率	1%
2026年1月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	子会社への給与支払や諸経費など当社グループとして必要となる運転資金に充当済みです。
2026年1月31日借入残高	50百万円

③ M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投融資に関する投資資金

当社は、当社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業などへのM&A、資本業務提携を行うことによりグループ全体の企業価値の向上を目指しております。

M&Aまたは資本業務提携の対象としては上場企業を含む投融資案件に関して、当社の企業規模、M&Aまたは資本業務提携の対象となる会社の企業規模、売上規模、当社の財務状況や投資計画、当社の事業とのシナジー等も勘案しながら、適切な案件があれば、積極的に取り組むことを検討しております。本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち3,000百万円を本資金使途に充当する予定です。

また、当社は2025年10月30日に革新的な成長戦略の一環として、今回の割当先でもあるSoul Ventures Holdings Limited (以下「Soul Ventures社」といいます。)と業務提携を締結しており、Soul Ventures社のネットワークと知見を組み合わせることでシナジーを創出していくことを目的とし、暗号資産やハイテク分野を含むグローバルなベンチャー投資も予定しております。特に米国をはじめとする先進技術分野への投資機会に関しては、Soul Ventures社のネットワークを活かすことで、スペース銘柄、AI (人工知能) 分野の有望企業に対する共同出資やM&A

検討も進めていく方針です。上場企業や米国AI企業への出資・M&A検討は、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと確信しております。現在、投資候補案件としては、約20件の案件を常に対象として検討協議を行っておりますが、案件の進捗状況としては協議がほぼ終了し実行前の段階、あるいは協議が終了し実行できる段階である案件が8件程度挙がってきております。投資候補先については上場企業における第三者割当増資の案件が主であり、1件当たりの投資金額は1～5億円、最大で約10億円を想定しています。なお、現時点で検討中の案件等の概要開示は困難であります。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

④ 暗号資産の投資運用資金

当社はこれまで、NYANMARU Coin (\$NYAN)、WOWBIT (\$WWB)、Nyanmaru GOLD Utility Token (\$AGF)等のミームコインを主とする暗号資産を保有し、それぞれのプロジェクト成長性や経済圏構築のポテンシャルに基づき投資・保有を行ってまいりました。暗号資産運用体制の強化と資産効率の向上を目的として、ディーリングにおいては損失のリスクにも晒されることから、自社内のリスク管理なども勘案して、ヘッジを十分にかけてのうえでの投資運用を行うことでリスクを限定しながら、2025年12月18日付「暗号資産ポートフォリオの組み換えプログラム開始に関するお知らせ」の開示にて公表のとおり、暗号資産ポートフォリオの組み換えプログラムも開始しております。当社の保有するNyanmaru GOLD Utility Token (\$AGF)・WOWBIT (\$WWB)を中心とした資産の一部については、暗号資産間の取引をスムーズにする「基軸通貨」として世界中で広く利用されている暗号資産間の取引をスムーズにする「基軸通貨」として世界中で広く利用されているUSDT(テザー)へと変換を行い、別の暗号資産へ再配分するポートフォリオの組み換えを段階的にも実施しています。当社が積極的に投資するNYANMARU Coin (\$NYAN)などのミームコインは、基軸となる暗号資産のUSDT、イーサリアム(ETH)などに通貨同士で交換できるものが多く、例えば、NYANMARU Coin (\$NYAN)などのミームコインから変換したイーサリアムなどを經由して、また新たにビットコイン(BTC)に変換することも可能であり、ミームコインへの投資とその評価額(投資+評価益となる、いわゆる時価評価額)は、間接的にはビットコインの保有にも繋がっていくとも考えております。運用戦略として、主にUSDTを活用したNYANMARU Coin (\$NYAN)の市場買付を行っていき、前述のとおり、ミームコインへの投資と組み換えによる間接的なビットコイン(BTC)への戦略的配分(長期保有およびヘッジ戦略を含む)などへ調達資金も充当していく予定です。NYANMARU Coin (\$NYAN)への追加投資額として約20億円、WOWBIT (\$WWB)に投資する金額を932百万円と想定しております。NYANMARU Coin (\$NYAN)への投資額に関しては、2025年12月18日付「暗号資産ポートフォリオの組み換えプログラム開始に関するお知らせ」の開示にて公表しました、銘柄における直近のパフォーマンス、出来高などからそれぞれの暗号資産における売買による直近の2026年8月期のトレーディング収益見込みのなかで最低限に必要な運用資金としての10億円を設定基準にし、今回の資金使途における支出時期の約4年間の期間であることから、金額設定も反映しており、NYANMARU Coin (\$NYAN)への新規での追加投資となります。NYANMARU Coin (\$NYAN)、WOWBIT (\$WWB)に関しては、当社グループとしても既に投資・支援をする暗号資産であり、今後の連携プロジェクトによる成長性、付加価値からも当社として投資強化する対象と位置付けております。

⑤ 事業会社などに対する投融資資金

今回、第三者割当により調達する資金の具体的な使途として、「③M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金」に充当していく予定であります。この戦略

を前提に投資スキームを検討しているなかで、案件によっては、株式取得を前提とするものではなく、上場企業の資金調達に対してエクイティファイナンスではない、上場株式を担保とした融資など、当社のデットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的かつリターンが図れるケースが見込まれる案件もあります。また、融資によって株式取得など出資の可能性をより高めていく先行投資となる潜在的な案件もあるため、案件ベースに柔軟な投資戦略を考えております。

当社は、「③M&A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金」における案件検討と同様に、当該の投融資対象案件としては、上場企業を含む案件もあり、当社の企業規模、対象となる会社の企業規模、売上規模、当社の財務状況や投資計画、当社の事業とのシナジー等も勘案しながら、適切な案件があれば、積極的に取り組んでいきます。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち2,000百万円を本資金使途に充当する予定です。現在、融資候補案件としては、約5件の案件を常に対象として検討協議を行っておりますが、案件の進捗状況としては協議がほぼ終了し実行前の段階、あるいは協議が終了し実行できる段階である案件が1～3件程度挙がってきております。融資候補先については当社グループ事業との連携を前提とした上場企業、未上場企業であり、1件当たりの融資金額は3～5億円、最大で約10億円を想定しています。なお、現時点で検討中の案件等の概要開示は困難であります。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

当社は、当該における第三者割当増資資金の活用によって、収益構造の改革、事業基盤の安定化を図ると同時に、現在の戦略に基づく事業構築の動きを確実に行うことで、当社の将来的な企業価値向上を確実にしていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に答えていけるものと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの事業拡大を推進し、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議した結果、本株式の発行に係る取締役会決議日直前営業日（2026年2月9日）の株価232円から9.91%ディスカウントした209円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準とし、日証協指針において認められる範囲内である9.91%をディスカウント率といたしました。

当該ディスカウント率（9.91%）は、割当予定先との間での協議により、2025年8月期第1四半期においても継続して営業損失462百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること等を勘案した上で、日証協指針を踏まえ、9.91%といたしました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の当該直近営業日の終値である 232 円から 9.91%のディスカウント、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である 248.35 円から 15.84%のディスカウント、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である 254.70 円から 17.94%のディスカウント、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である 299.46 円から 30.21%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役の数：3名）からも、新株式の発行価額のディスカウント率については、発行価額も日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱に関する指針」も勘案されており、本新株式の発行にかかる発行価額は有利発行でないことに係る適法性に関する旨の意見をそれぞれ述べられております。従って当社は、本第三者割当における発行価額は合理的な水準であると考えております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表者：代表取締役 能勢元）（以下、「TFA」といいます。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 232 円（2026年2月9日の終値）、行使価格（209 円）、株価変動率（ボラティリティ 68.88%）、市場リスクプレミアム（9.3%）、対市場 β （0.778）、配当率（0%）、リスクフリーレート（1.584%）、クレジット・コスト（23.01%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年2月26日から2030年2月25日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を348 円と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近4年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額をそれぞれ当該評価額と同額とし、348 円としています。また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との間での協議により、日証協指針も踏まえ、発行決議日の前取引日である2026年2月9日の当社普通株式の終値を基準に、日証協指針において認められる範囲内である9.91%をディスカウント率とし、当社としても合理的であると判断しております。

当該行使価額をディスカウント率（9.91%）とした経緯は、本新株式と同様に割当予定先との間での協議により、2025年8月期第1四半期においても継続して営業損失462百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること等を勘案した上で、日証協指針を踏まえ、9.91%といたしました。

当該行使価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の当該直近営業日の終値である 232 円から 9.91%のディスカウント、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である 248.35 円から 15.84%のディスカウント、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である 254.70 円から 17.94%のディスカウント、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である 299.46 円から 30.21%のディスカウントとなっております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、

当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役の数：3名）からTFAは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 2,392,400 株（議決権数 23,924 個）及び 39,234,700 株（議決権数 392,347 個）の合計 41,627,100 株（議決権数 416,271 個）となり、2025 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 34,188,719 株（議決権数 341,879 個）に対して、本新株式の発行により 7.00%（議決権比率 7.00%）、本新株予約権の発行により 114.76%（議決権比率 114.76%）の合計 121.76%（議決権比率 121.76%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」の資金用途に充てることにより、まず当社における運転資金の充実及び事業資金の確保及び財務基盤の安定化を図っていくことで既存事業における更なる強化と新規事業への挑戦にもつながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 41,627,100 株を行使期間である 4 年間（245 日／年営業日で計算）で売却とした場合の 1 日当たりの数量 42,477 株となり、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高 1,310,668 株の 3.24%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

① 名 称	Seacastle Singapore Pte.Ltd
② 所 在 地	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square, Singapore 409051
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 Tang Koon Heng
④ 事 業 内 容	海運管理業務及びファイナンス
⑤ 資 本 金	50,000 シンガポールドル
⑥ 設 立 年 月 日	2006 年 11 月 9 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000,000 株
⑧ 決 算 期	12 月

⑨ 従 業 員 数	5名		
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	DBS 銀行、OCBC 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%		
⑬ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	2023年12月28日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第13回新株予約権発行の引受先であり、2025年1月24日付で発行した新株式並びに第16回新株予約権の引受先であり、当社普通株式を158,000株（0.46%）保有しています。（2025年11月30日時点）		
人 的 関 係	同社の証券口座に係る常任代理人である松尾聖海氏は、当社の執行役員及び当社子会社証券の取締役を務めております。		
取 引 関 係	当社へ50百万円の貸付を行っております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	単位：シンガポールドル（日本円：123円想定）		
決 算 期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純 資 産	190,606 (23,444千円)	178,454 (21,949千円)	187,272 (23,034千円)
総 資 産	1,259,205 (154,882千円)	5,906,368 (726,483千円)	5,936,530 (730,193千円)
1株当たり純資産	0.19 (23.37円)	0.17 (20.91円)	0.19 (23.37円)
売 上 高	132,000 (16,236千円)	564,188 (69,395千円)	697,280 (85,765千円)
営 業 利 益	12,000 (1,476千円)	24,188 (2,975千円)	8,828 (1,085千円)
経 常 利 益	▲8,576 (▲1,054千円)	▲12,152 (▲1,494千円)	8,828 (1,085千円)
当 期 純 利 益	▲8,576 (▲1,476千円)	▲12,152 (▲1,494千円)	8,828 (1,085千円)
1株当たり当期純利益	▲0.01 (▲1.23円)	▲0.12 (▲14.76円)	0.01 (1.23円)

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月31日現在におけるものです。

②WowooPte. Ltd.

① 名 称	WowooPte. Ltd.
② 所 在 地	3 FRASER STREET, #04-23A, DUO TOWER, SINGAPORE 189352
③ 代表者の役職・氏名	CEO FUJIMARU NICHOLS
④ 事 業 内 容	ICO業務と受託事業、システム開発事業、コンサルティング事業
⑤ 資 本 金	1シンガポールドル
⑥ 設 立 年 月 日	2017年11月16日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1株
⑧ 決 算 期	10月
⑨ 従 業 員 数	0名

⑩ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑪ 主要取引銀行	CIMB 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	FUJIMARU NICHOLS 100%		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	2025年10月30日で効力発生した Metabit 株式会社の株式交付の譲渡人であり、当社普通株式を 4,700,000 株 (13.75%) 保有しています。(2025年11月30日時点)		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	2025年7月31日付で戦略的パートナーシップ契約を締結しています。2025年8月22日、9月3日付で当社が保有する暗号資産の売買取引を行っております。		
関連当事者への該当状況	当社の主要株主である筆頭株主に該当します。(2025年11月30日時点)		
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	単位：US ドル (日本円：157 円想定)		
決算期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
純資産	※休眠のため記載事項ありません。		19,115,655 (3,001,157 千円)
総資産			19,144,207 (3,005,640 千円)
1株当たり純資産			19,115,655 (3,001,157 千円)
売上高			0
営業利益			▲28,544 (▲4,481 千円)
経常利益			29,598,537 (4,646,970 千円)
当期純利益			19,115,656 (3,001,157 千円)
1株当たり当期純利益			19,115,656 (3,001,157 千円)

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月31日現在におけるものです。

③Soul Ventures Holdings Limited

① 名称	Soul Ventures Holdings Limited
② 所在地	イギリス領ヴァージン諸島 (British Virgin Islands)
③ 代表者の役職・氏名	Director So Chi On
④ 事業内容	ベンチャーキャピタル、ファンド運用、上場株式投資事業
⑤ 資本金	100USD
⑥ 設立年月日	2021年11月9日
⑦ 発行済株式数	100株
⑧ 決算期	12月
⑨ 従業員数	3名
⑩ 主要取引先	一般事業法人等
⑪ 主要取引銀行	JP モルガン・チェース銀行

⑫	大株主及び持株比率	Yeung Kit Ling 60.0% Warren Hui 40.0%		
⑬	当事会社間の関係			
	資本関係	2025年10月30日付でSeacastle Singapore Pte Ltd.へ割当した第16回新株予約権の譲渡先です。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	2025年10月30日付でベンチャー投資事業における共同出資等における業務提携契約を締結しています。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態		単位：USドル（日本円：157円想定）	
	決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
	純資産	46,712 (7,333千円)	1,555,766 (244,255千円)	3,801,579 (596,847千円)
	総資産	51,212 (8,040千円)	1,563,266 (245,432千円)	4,162,598 (653,527千円)
	1株当たり純資産	467 (73千円)	15,557.7 (2,442千円)	38,015.7 (5,968千円)
	売上高	15,000 (2,355千円)	1,646,213 (258,455千円)	3,035,317 (476,544千円)
	営業利益	▲3,287 (▲516千円)	1,558,953 (244,755千円)	2,245,813 (352,592千円)
	経常利益	▲3,287 (▲516千円)	1,558,953 (244,755千円)	2,245,813 (352,592千円)
	当期純利益	▲3,287 (▲516千円)	1,558,953 (244,755千円)	2,245,813 (352,592千円)
	1株当たり当期純利益	▲32.87 (▲5,160.59円)	15,588.9 (2,447千円)	22,458.1 (3,525千円)

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

Seacastle Singapore Pte.Ltd（以下、「Seacastle社」といいます。）は、海運業およびファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、当社が2023年12月28日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第13回新株予約権発行及び2025年1月24日付で発行した新株式並びに第16回新株予約権の引受先であります。

2025年10月頃に当社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、株式会社Day one partners 経由で再度ご相談したところ、代表取締役であり、ファンドマネージャーである Tang Koon Heng 氏と調整いただき、2025年11月上旬に Tang 氏が国外におられることから ZOOM によるミーティングを実施しました。当社の状況も把握しており、当社の経営戦略への理解も深いことから2025年11月下旬には賛同を得て、本新株式及び本新株予約権による本第三者割当の引受にに応じていただきました。割当予定先の保有方針は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであること、前回の第三者割当以降もご紹介先の株式会社Day one partners を通しながら、Seacastle とは良好な関係を

築けていることから、今回についても同様にご紹介先の株式会社 Day one partners を仲介役とする座組を前提にして、同社を割当予定先として適切と判断し選定しております。

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに行使価額修正条項付き第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権に関しては、全て行使を実施されており、第 16 回新株予約権については一部行使されており、残存する保有分も株価の状況次第で行使を行っていく予定です。

なお、2025 年 10 月 30 日付「Soul Ventures Holdings Limited との資本業務提携の締結及び第 16 回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」の開示にて公表しましたとおり、本第三者割当の割当予定先の 1 社である Soul Ventures に当社の第 16 回新株予約権の譲渡がなされております。こちらは当社と Soul Ventures 社が米国 AI ベンチャー企業などへの共同出資ができないかなど協議・模索するなかで、当社との資本による関係も構築したい意向もあり、Soul Ventures 社より Seacastle 社が保有する当社の新株予約権に関しても関心を持たれ、当社との業務提携とあわせて、可能であれば一部取得することはできないかという打診を Seacastle 社が受けたとのことです。

また、当社、Soul Ventures 社、Seacastle 社については、Soul Ventures 社が当社と協業するカナダ証券取引所（CSE）上場企業 Universal Digital Inc.（CSE: LFG、フランクフルト: 8R20）の株主グループでもあったことから、当社が企画・設計・実行支援を主導する暗号資産を戦略的に活用した新たな財務戦略「ハイブリッドトレジャリー戦略」における実行パートナーとなっていた経緯もあり、2025 年 9 月 17 日付「ReYuu Japan 株式会社とのビットコインを活用した「ハイブリッドトレジャリー戦略」に関する基本合意書締結のお知らせ」で開示しましたとおり、上場企業における暗号資産トレジャリー運用の第 1 号案件を実現することを目的として、ReYuu Japan 株式会社と基本合意を締結しておりますが、Soul Ventures 社は ReYuu Japan 株式会社との協業の深耕を図ることから、ReYuu Japan 株式会社の新株予約権を保有する Seacastle 社より一部新株予約権の譲受も行っている関係性など経緯があります。

なお、同社の証券口座に係る常任代理人である松尾聖海氏は、当社の執行役員及び当社子会社証券の取締役を務めておりますが、松尾聖海氏は、当社の会社法上の役員ではない上に、当該証券口座に係る事務手続、金融商品取引法及び会社法上の法的手続を行なうに留まり、本第三者割当にあたって Seacastle 社を代表する立場にはありません。当社内においても、松尾聖海氏による利益相反取引は該当しないことで判断しており、今回の第三者委員会のなかで、当該事象について本件の第三者割当増資に際して、同人による利益相反取引には該当しないかを検討いただき、利益相反取引には該当しない旨で結論いただいております。

②WowooPte. Ltd.

WowooPte. Ltd.（以下、「Wowoo 社」といいます。）は、シンガポールに所在し、システム開発事業、コンサルティング事業等を行っている会社であり、2025 年 10 月 30 日で効力発生した Metabit 株式会社の株式交付の譲渡人であり、当社普通株式を 4,700,000 株（13.75%）保有する筆頭株主でもあります。（2025 年 11 月 30 日時点）

また、Wowoo 社は暗号資産の WOWBIT（\$WWB）の発行体で発行・管理運営も行っております。WOWBIT（\$WWB）は、WOWOO プロジェクトが掲げる「感性資本主義」および「Proof of Goodness（善意の証明）」という思想に基づき、「善い行動」や「社会貢献」を経済的価値に転換する革新的なトークンです。当社は、WOWBIT（\$WWB）の基礎思想である“感動の価値化”というコンセプトが、当社グループにおける WEB3.0 と既存事業の融合に伴う事業機会と新たなキャッシュ・フローの創出手段にも繋がることから、2025 年 7 月 31 日付で戦略的パートナーシップ契約を締結し、当社は WOWBIT（\$WWB）への投資支援をしながら、WOWOO プロジェクトの参加者として、技術的支援およびスキーム設計・運用支援を行っております。また 2025 年 8 月 22 日、9 月 3 日付で当社が保有する暗号資産の売買取引も行っております。

こうした取引経緯から、2025 年 11 月頃に当社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、同社の株主であり Director である FUJIMARU NICHOLS 氏に第三者割当の引受について当社の代表取締役である松田元より相談したところ、当社の事業への理解及び将来的な経営戦略にも

ご理解いただいていることから、2025年11月下旬に当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等についてご賛同いただき、本新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただきました。

なお、当社2026年1月14日付の取締役会において、本件のWowoo Pte.Ltd.との関連当事者間取引については会社法上の利益相反取引に該当するため、取引の妥当性及び合理性および必要性について審議を行い、本第三者割当増資が当社の事業拡大および財務基盤の強化を目的として、資金調達を行うものであり、そのなかで割当先として、既存の戦略的パートナーであるWowoo Pte.Ltd.を引き受け先として当該取引を行うことは、本件資金調達の円滑な実施および当社事業の発展に資するものであり、取引に関しても有利発行によるものではなく外部機関による算定においても公正な価格設定であることから、取引の妥当性、合理性があると判断し、出席取締役全員が異議なく承認をしております。

③Soul Ventures Holdings Limited

Soul Ventures Holdings Limited (以下、「Soul Ventures 社」といいます。)は、ベンチャーキャピタル、ファンド運用、上場株式投資事業を行うイギリス領ヴァージン諸島に所在する法人です。同社は上述のとおり2025年10月30日付でSeacastle社へ割当した第16回新株予約権の譲渡先であり、当社と同日の2025年10月30日付でベンチャー投資事業における共同出資等における業務提携契約を締結しています。また、上述のとおり、Soul Ventures 社については、Soul Ventures 社が当社と協業するカナダ証券取引所(CSE)上場企業Universal Digital Inc.

(CSE: LFG、フランクフルト: 8R20)の株主グループでもあったことから、当社が企画・設計・実行支援を主導する暗号資産を戦略的に活用した新たな財務戦略「ハイブリッドトレジャリー戦略」における実行パートナーとなっていたいただいた経緯もあります。

こうした経緯から、2025年11月上旬に当社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、同社のDirectorであるSo Chi On氏に第三者割当の引受について当社の代表取締役である松田元より相談したところ、当社との資本業務提携関係をさらに深める目的及び当社の今後の経営戦略、当社事業の将来性等についてもご賛同いただき、本新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただきました。なお、第16回新株予約権については現時点では未行使ですが、株価の状況次第で行使を行っていく予定です。

(3) 割当予定先の保有方針

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

割当予定先であるSeacastle社は、基本的に純投資を目的としており、割当予定先も本件第三者割当により自身が交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。また、当社は割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、継続所有に関する確約書を払込期日までに取得する予定であります。

新株予約権の発行により取得する当社普通株式についても純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

②WowooPte. Ltd.

割当予定先であるWowoo社は、新株予約権の発行により取得する当社普通株式については純投資の意向であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。なお、すでに保有されている当社株式に関しては中長期保有の方針であり、今回の引き受けに関しては、特に当社の事業資金への投資(資金調達)に繋がること、またマーケットへの株式流動化(出来高)の観点からも純投資目的とされています。売却のタイミングに際しては、決算発表直後など、当社における重要事実がすべて市場に開

示されたタイミングで売却することで、インサイダー取引規制に遵守することも当社の経営企画部長である谷井篤史より Wowoo 社の Director である FUJIMARU NICHOLS 氏に口頭で確認しております。また、行使のタイミングに際しても当社で Wowoo 社が内部情報を持っていないかの確認も随時実施して確認します。

③Soul Ventures Holdings Limited

割当予定先である Soul Ventures 社は、新株予約権の発行により取得する当社普通株式については純投資の意向であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。なお、すでに保有されている 2025 年 10 月 30 日付で Seacastle Singapore Pte Ltd. へ割当した第 16 回新株予約権の譲渡を受けた当社の新株予約権に関しては行使以降は中長期保有の方針であり、今回の引き受けに関しては、特に当社の事業資金への投資（資金調達）に繋がること、またマーケットへの株式流動化（出来高）の観点からも純投資目的とされています。売却のタイミングに際しては、決算発表直後など、当社における重要事実がすべて市場に開示されたタイミングで売却することで、インサイダー取引規制に遵守することも当社の経営企画部長である谷井篤史より Soul Ventures 社の Director である So Chi On 氏に口頭で確認しております。また、行使のタイミングに際しても当社で Soul Ventures 社が内部情報を持っていないかの確認も随時実施して確認します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2025 年 12 月 27 日付）及び証券口座（2026 年 2 月 2 日付）を取得し、Seacastle 社としての運用資金及び株式資産が合計 500 百万円を超える残高を現時点で保有しており、株式資産に関しては売却により現金化も行っていくことを確認しており、払込期日までに本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回る金額が確保されていることを確認しております。本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を当社の専務取締役である片田朋希が口頭にて確認しております。

②WowooPte. Ltd.

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2026 年 2 月 6 日付）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていること、同金額については保有していた子会社の Metabit 株式会社の株式交付とあわせて一部株式売却で得た譲渡代金が主であることを口頭にて Wowoo 社より同社の株主であり Director である FUJIMARU NICHOLS 氏から当社が確認しております。本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を Wowoo 社の株主であり Director である FUJIMARU NICHOLS 氏より当社の代表取締役である松田元が口頭にて確認しております。

③Soul Ventures Holdings Limited

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2026 年 2 月 9 日付）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていること、同金額が自己資金であることを口頭にて同社の Director である So Chi On 氏より確認しております。本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を同社の Director である So Chi On 氏より当社の代表取締役である松田元が口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、割当予定先であるシンガポール法人（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目 16 番 6 号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

②WowooPte. Ltd.

当社は、割当予定先である Wowoo 社及び同社の役員、株主及び関連会社（以下「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区内神田一丁目 7 番 5 号、代表取締役 野畑 研二郎）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

③Soul Ventures Holdings Limited

当社は、割当予定先である Soul Ventures 社及び同社の役員、株主及び関連会社（以下「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区内神田一丁目 7 番 5 号、代表取締役 野畑 研二郎）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年2月10日現在）	
WowooPte. Ltd.	15.94%
楽天証券株式会社	1.91%
GCMホールディングス株式会社	1.70%
野村証券株式会社	1.43%
藤見 幸雄	1.11%
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD.（常任代理人 松尾 聖海）	0.92%
山岸 透	0.72%
滝野 一征	0.64%
片田 朋希	0.56%

合同会社トリコロール2	0.54%
-------------	-------

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿を基準として2026年2月10日までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株（議決権数は416,271個）となり、2025年11月30日現在の発行済株式総数34,188,719株（議決権数341,879個）に占める割合が121.76%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。なお、本資金調達により発行される本新株式及び本新株予約権の目的である株式41,627,100株に係る議決権の数は416,271個であり、今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社が本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株となり、2025年11月30日現在の発行済株式総数34,188,719株（議決権数341,879個）に対して、合計121.76%（議決権比率121.76%）の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金及び借入金返済に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えて

いることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大谷龍生氏（日比谷見法律事務所 東京都千代田区有楽町 1 丁目 6 番 4 号、弁護士：大谷 龍生）、日笠真木哉氏（当社社外監査役）、豊崎修氏（当社社外監査役）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2026 年 2 月 9 日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

第 1 本意見書の目的

1 本意見書は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場会社である abc 株式会社（以下「貴社」という。）が実施を予定する、後記の第三者割当てによる募集株式の発行（以下「本新株式の発行」という。）、及び第三者割当てによる第 19 回新株予約権の発行（以下「本新株予約権の発行」といい、本新株式の発行と総称して「本第三者割当」という。）につき、本第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権の希薄化率が 25%を超えることから、東京証券取引所有価証券上場規程第 432 条第 1 号、同施行規則第 435 条の 2 の定めに従い、当職らが第三者委員会（以下「当委員会」という。）を組成し、「経営者から一定程度独立した者」として、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を述べるものである。

2 なお、本意見書は、貴社から開示された資料及びヒアリング対象者に対して行った質疑応答に基づき作成されたものであり、貴社から提供された資料、情報がすべて正確であり、資料等の提供日以降も変更されていないことを前提とするものであること、及び、本意見書は、貴社における本第三者割当増資の意思決定をするための参考資料として作成されたものであり、他の目的のためにこれを利用することは、いずれも適当ではないことを貴社は了解することを前提とする。

第 2 前提事項

1 当委員会の構成及び独立性

大谷 龍生（弁護士）

豊崎 修（貴社社外監査役、税理士）

日笠 真木哉（貴社社外監査役、弁護士）

上記構成委員の大谷龍生は貴社及び貴社経営者との取引はなく、貴社経営者から一定の独立性を有する。また、上記構成委員の豊崎修及び日笠真木哉は社外監査役であることから、いずれも貴社経営者から一定の独立性を有する。

2 本新株式の発行の概要

取締役会決議予定日 2026 年 2 月 10 日

払込期日 2026 年 2 月 26 日

発行株式数 2,392,400 株

発行価額 1 株につき 209 円

割当先 Seacastle Singapore Pte.Ltd

出資内容 金銭 500,011,600 円

3 第 19 回新株予約権の発行の概要

取締役会決議予定日 2026 年 2 月 10 日

割当日 2026 年 2 月 26 日

割当先 Seacastle Singapore Pte.Ltd : 153,111 個

WowooPte. Ltd. : 167,465 個

Soul Ventures Holdings Limited : 71,771 個

新株予約権の総数 392,347 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)

発行価額 総額 136,536,756 円 (新株予約権 1 個当たり 348 円)

行使価額 209 円

行使価額の総額 8,200,052,300 円

行使期間 2026 年 2 月 26 日から 2030 年 2 月 25 日まで

4 本第三者割当による希薄化率

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 2,392,400 株 (議決権数 23,924 個) 及び 39,234,700 株 (議決権数 392,347 個) の合計 41,627,100 株 (議決権数 416,271 個) となり、本日現在の発行済株式に係る議決権数 341,879 個 (34,188,719 株 (自己株式含む)) に対して、本新株式の発行により議決権比率 6.99%、本新株予約権の発行により議決権比率 114.76%の合計議決権比率 121.76%の希薄化となる。

5 結論要旨

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第 3 結論に至る理由

1 資金調達の必要性

(1) 貴社の状況

貴社は、不動産・金融事業を本業とし、最先端のメタバース空間の展開を含めた様々な事業開発・金融支援を行っており、暗号資産事業においてもディーリング業務を開始するなど Web3 領域において、積極的な事業展開を図っている。

その結果、貴社の業績は、2025 年 3 月期において、経常損失 (連結) 3400 百万円、当期純損失 (連結) 4,359 百万円であったが、2025 年 8 月期において、決算期変更により 5 ヶ月の変則決算となっているものの、経常利益 (連結) 781 百万円、当期純利益 (連結) 548 百万円と大きく改善し、黒字化を実現した。また、2026 年 8 月期第 1 四半期においても、決算短信 [日本基準] (連結) によれば経常利益 (連結) 3,755 百万円、四半期純利益 (連結) 3,192 百万円であり、黒字が継続している。しかし、これらの黒字は 8 ヶ月間という短期的な状況であるため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っているとはいえない状況にある。

また、貴社の 2025 年 8 月期末における資金 (現金及び現金同等物) の残高は 683 百万円であるが、これは当該期において暗号資産や有価証券の売買により収益が生じた結果による部分が大きい。そのため、安定的かつ継続的なキャッシュ・フロー及びこれによる運転資金の確保が確立されているとも言い難い状況にある。

さらに、貴社は、2025 年 1 月 24 日に第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権、第 17 回新株予約権を発行し、現時点において、約 60 億円の調達 (調達率 : 79.9%) を行ったが、当該各新株予約権の行使価額 400 円及び 450 円はいずれも本日現在の貴社株価を大きく上回っていることから、残りの約 15 億円の調達は難しい状況にある。

このように、貴社では、安定的な黒字体制の確立を模索しているところではあるが、貴社の収益力の安定化はもちろん、運転資金の確保自体も確実にできていないと難しい、財務体質及び資金繰りに不安定な状況が継続している状況にある。

このような状況下において、貴社が、資金調達を行うことなく、事業を推進し、財務状況を健全化させる体制を構築することは極めて困難であるといえる。

(2) 小括

したがって、貴社は、運転資金を確保しつつ、収益力を安定化させるための事業資金を確保するために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いといえるべきである。

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当の必要性に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社にとって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があるものであり、現状の貴社としては相当ではないと思われる。

イ 次に、直接金融による資金調達に関し、株主割当及び公募増資の各方法については、参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがある。

また、公募増資の方法については、検討や準備等にかかる時間が長く、実施のタイミングが限定的であることなどから資金調達の機動性という観点から難があり、また、主幹事証券の引受を得ることが困難であるという貴社の説明が不合理であるとはいえない。

さらに、株主割当、公募増資及び第三者割当の各方法のいずれにおいても、新株式の発行のみの方法については、1株当たりの利益及び資産の希薄化が一度に発生して株価への影響が大きくなる可能性がある。

また、社債の方法については、貴社の債務として財務基盤を損なうとともに、償還時点で必要となる多額の資金を確保できるかどうか不透明であるという懸念がある。転換社債型新株予約権付の場合も、株価の下落等により転換が進まない場合には同様の懸念があり、転換価額修正条項付きとしても、転換の完了まで交付される株式総数が確定せず、希薄化が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きくなる懸念がある。

そのため、株主割当、公募増資、新株式の発行のみ、転換社債型新株予約権付社債その他の社債の各方法では、現状の貴社による資金調達の方法として相当ではないものと思われる。

ウ 一方で、本第三者割当は、第三者割当のうち新株式の発行と新株予約権の発行とを組み合わせた方法によるものである。

第三者割当は、特定の第三者との間で協議を経たものであるため、資金調達の実現性が比較的高い。

また、貴社は、新株式を発行することにより、迅速かつ確実に、運転資金を確保しつつ、事業の維持及び成長を図るとともに財務体質の強化を図るための一定額を調達することができる。

その上で、新株予約権の行使は段階的に行われることが期待されるため、貴社が継続的に資金を調達できることが期待される一方、希薄化が段階的に進み、株価への影響を一定程度抑えられる点で配慮がなされているといえる。

エ 以上から、本第三者割当による資金調達は、他の手法と比較しても、相当であると認められる。

(2) 資金使途の合理性（増資金額の妥当性）

ア ① 運転資金について

上記「1(1)」で述べたとおり、貴社の黒字は8ヶ月間という短期的な状況であるため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいい難い状況にあり、また、安定的かつ継続的なキャッシュ・フロー及びこれによる運転資金の確保が確立されているとも言い難い状況にある。

このような状況において、貴社の説明によれば、現状の資金繰りにおいては、2026年2月～同年4月までの期間において、貴社グループの営業等にかかる販管費や借入金返済等に伴う支出などを勘案すると、キャッシュ・フローとしては約150百万円の赤字を見込んでいるとのことである。

そのため、子会社への給与支払や諸経費などの必要となる運転資金の補填として、本第三者割当により調達する資金150百万円を充当することを予定しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち150百万円を、当該運転資金に充当することは合理的であると認められる。

イ ② 借入金返済資金について

貴社の説明によれば、貴社の資金繰りを鑑み、金融機関などによる借入れによる返済やまた現

状における事業収益等からの捻出による貴社自身の返済は困難であると予測しているとのことである。

そのため、各借入金（短期借入金残高の全額）の返済として、本第三者割当により調達する資金のうち550百万円を充当することを予定しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記各借入金の返済期限が迫っており、上記充当額が上記各借入金合計額を超えていないことが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち550百万円を、当該借入金返済資金に充当することは合理的であると認められる。

ウ ③ M&A、上場企業・米国 AI ベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金について

貴社は2025年10月30日に Soul Ventures Holdings Limited（以下「Soul Ventures 社」といいます。）と業務提携を締結し、また、Soul Ventures 社が貴社の第16回新株予約権2500個を取得しているところ、貴社の説明によれば、貴社が今後進めていく複数の戦略的取り組みに、Soul Ventures 社のネットワークと知見を組み合わせてシナジーを創出していくことを目的とし、暗号資産やハイテク分野を含むグローバルなベンチャー投資に注力していくのであり、特に米国をはじめとする先進技術分野への投資機会に関しては、Soul Ventures 社のネットワークを活かすことで、スペース銘柄、AI（人工知能）分野の有望企業に対する共同出資や M&A 検討を進めていく方針とのことである。

また、貴社は、M&Aまたは資本業務提携の対象としては上場企業を含む投資案件に関して、貴社の企業規模、M&Aまたは資本業務提携の対象となる会社の企業規模、売上規模、貴社の財務状況や投資計画、貴社の事業とのシナジー等も勘案しながら、適切な案件があれば、積極的に取り組むことを検討しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議しており、上記充当額が上記案件額を超えていないことが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち3,000百万円を、当該M&A、上場企業・米国 AI ベンチャー企業などへの投資資金に充当することは合理的であると認められる。

エ ④ 暗号資産の投資運用資金について

貴社の説明によれば、貴社はこれまで、NYANMARU Coin（\$NYAN）、WOWBIT（\$WWB）、Nyanmaru GOLD Utility Token（\$AGF）等のミームコインを主とする暗号資産を保有し、それぞれのプロジェクト成長性や経済圏構築のポテンシャルに基づき投資・保有を行い、暗号資産ポートフォリオの組み換えも段階的に実施してきたのであり、ミームコインへの投資は間接的にはビットコインの保有にも繋がっていくとのことである。

今後の運用戦略としては、主にUSDTを活用したNYANMARU Coin（\$NYAN）の市場買付を行っていき、ミームコインへの投資と組み換えによる間接的なビットコイン（BTC）への戦略的配分（長期保有およびヘッジ戦略を含む）などへ調達資金も充当していく予定とのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記投資を具体的に想定しており、上記充当額が当該投資額を超えていないことが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち2,991百万円を、当該暗号資産の投資運用資金に充当することは合理的であると認められる。

オ ⑤ 事業会社などに対する投融資資金

貴社の説明によれば、上記「ウ」のM&A、上場企業・米国 AI ベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金に関連して、案件によっては、株式取得を前提とするものではなく、上場企業の資金調達に対してエクイティファイナンスではない、上場株式を担保とした融資など、貴社のデットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的かつリターンが図れるケースが見込まれる案件もあり、また、融資によって株式取得など出資の可能性をより高めていく先行投資となる潜在的な案件もあるため、案件ベースに柔軟な投資戦略を考えているとのことである。

そして、当該の投融資対象案件としては、上場企業を含む案件もあり、貴社の企業規模、対象となる会社の企業規模、売上規模、貴社の財務状況や投資計画、貴社の事業とのシナジー等も勘案しながら、適切な案件があれば、積極的に取り組んでいくとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議しており、上記充当額が上記案件額を超えていないことが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち 2,000 百万円を、当該事業会社などに対する投融資資金に充当することは合理的であると認められる。

カ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

なお、本第三者割当により調達する資金のうちその余の 144,961,103 円は、その発行に要する諸費用に充当されるとのことであり、この点で不合理であるとは認められない。

(3) 割当予定先の相当性

ア Seacastle Singapore Pte.Ltd について

本第三者割当の割当予定先である Seacastle Singapore Pte.Ltd (以下「Seacastle 社」という。) は、貴社の普通株式を 158,000 株 (議決権比率：0.46%) 保有する貴社の株主であり、海運管理業やファイナンス業を行っているシンガポールの会社である。

Seacastle 社を割当予定先として選定した経緯については、2025 年 10 月頃に貴社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、紹介先の株式会社 Day one partners 経由で再度相談し、同年 11 月上旬にファンドマネージャーであり国外にいた Tang Koon Heng 氏との間で ZOOM によるミーティングを実施したところ、貴社の状況を把握して貴社の経営戦略への理解も深かったことから同年 11 月下旬には賛同を得て、本新株式及び本新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただくことになったとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

Seacastle 社の保有方針については、同社は基本的に純投資を目的としており、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を確認しているとのことである。そのため、Seacastle 社を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

Seacastle 社が反社会的勢力に該当するか等については、貴社は、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ (住所：東京都港区赤坂二丁目 16 番 6 号 代表取締役 羽田寿次) に調査を依頼し、同社から、Seacastle 社、関係企業、関係人物について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されず、また、過去における反社会的行為、反市場的行為、訴訟情報等についても特筆すべき情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。

以上から、Seacastle 社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。なお、同社の証券口座に係る常任代理人は貴社の執行役員でもあるが、同人は、貴社の会社法上の役員ではない上に、当該証券口座に係る事務手続、金融商品取引法及び会社法上の法的手続を行なうに留まり、本第三者割当にあたって Seacastle 社を代表する立場にないため、本第三者割当は同人による利益相反取引には該当しない。また、同人は貴社子会社証券の役員でもあるが、上記のとおり、代理人業務については窓口業務に限られ、本資金調達が利益相反取引にあたらない旨もあわせて確認している。

イ WowooPte. Ltd. について

本第三者割当の割当予定先である WowooPte. Ltd. (以下「Wowoo 社」という。) は、貴社の普通株式を 4,700,000 株 (議決権比率：13.75%) 保有する貴社の筆頭株主であり、システム開発事業、コンサルティング事業等を行っており、暗号資産の WOWBIT (\$WWB) の発行体で発行・管理運営も行っているシンガポールの会社である。

Wowoo 社を割当予定先として選定した経緯については、貴社は、Wowoo 社との間で 2025 年 7 月 31 日付で戦略的パートナーシップ契約を締結し、WOWBIT (\$WWB) への投資支援をしながら、WOWOO プロジェクトの参加者として、技術的支援およびスキーム設計・運用支援を行ってきた取引経緯が存した。このような取引経緯から、同年 11 月頃に貴社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、貴社の代表取締役である松田元氏より、Wowoo 社の株主であり Director である FUJIMARU NICHOLS 氏に第三者割当の引受について相談したところ、同年 11 月下旬に貴社の経営方針・経営戦略、貴社事業の将来性等について賛同を得て、本新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただくことになったとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

Wowoo 社の保有方針については、同社は純投資の意向であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であ

る旨を確認しているとのことである。そのため、Wowoo 社を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

Wowoo 社が反社会的勢力に該当するか等については、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区内神田 1-7-5 旭栄ビル、代表取締役 野畑研二郎）に調査を依頼し、同社から、Wowoo 社、代表者について、反社会的勢力との関係が認められない旨の調査報告書を受領している。

以上から、Wowoo 社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。なお、同社は貴社の関連当事者に該当するが、関連当事者等取引の必要性及び相当性（取引条件の妥当性）の内容は本第三者割当の必要性及び相当性の内容と重複するのであり、両者の内容を異にすべき特段の事情は認められない。

ウ Soul Ventures 社について

本第三者割当の割当予定先である Soul Ventures 社は、貴社の第 16 回新株予約権 2500 個を取得しており、ベンチャーキャピタル、ファンド運用、上場株式投資事業を行うイギリス領ヴァージン諸島の会社である。

Soul Ventures 社を割当予定先として選定した経緯については、貴社は、Soul Ventures 社との間で 2025 年 10 月 30 日付でベンチャー投資事業における共同出資等における業務提携契約を締結しており、また、Soul Ventures 社が貴社と協業するカナダ証券取引所（CSE）上場企業 Universal Digital Inc.（CSE: LFG、フランクフルト: 8R20）の株主グループでもあったことから、貴社が企画・設計・実行支援を主導する暗号資産を戦略的に活用した新たな財務戦略「ハイブリッドトレジャリー戦略」における実行パートナーとなっていた経緯が存した。このような経緯から、同年 11 月上旬に貴社の資金需要から本第三者割当の検討を始めるにあたり、貴社の代表取締役である松田元氏より、Soul Ventures 社の Director である So Chi On 氏に第三者割当の引受について相談したところ、貴社との資本業務提携関係をさらに深める目的及び貴社の今後の経営戦略、貴社事業の将来性等について賛同を得て、本新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただくことになったとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

Soul Ventures 社の保有方針については、同社は純投資の意向であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を確認しているとのことである。そのため、Soul Ventures 社を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

Soul Ventures 社が反社会的勢力に該当するか等については、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（東京都千代田区内神田 1-7-5 旭栄ビル、代表取締役 野畑研二郎）に調査を依頼し、同社から、Soul Ventures 社、代表者について、反社会的勢力との関係が認められない旨の調査報告書を受領している。

以上から、Soul Ventures 社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 払込みの確実性

ア Seacastle 社について

Seacastle 社から提出を受けた 2025 年 12 月 27 日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高 205 百万円（日本円換算）を保有している。また、2026 年 2 月 2 日時点の同社名義の証券口座情報の写しによれば、同社は預金残高 61 百万円及び 461 百万円に相当する貴社以外の株式資産を保有しているところ、その売却により現金化も行っていき、払込期日までに本第三者割当に係る本新株式の発行及び本新株予約権の発行に要する全額の資金が確保できることを確約しているとのことである。一方で、同社において本新株予約権の行使に係る資金の全ては確保されていないが、同社の代表取締役であり、ファンドマネージャーである Tang Koon Heng 氏より、本新株予約権の行使により取得した貴社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

イ Wowoo 社について

Wowoo 社から提出を受けた 2026 年 2 月 6 日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高 81 百万円（日本円換算）を保有しており、本第三者割当に係る本新株予約権の発行に要

する全額の資金が確保されている。一方で、同社において本新株予約権の行使に係る資金の全ては確保されていないが、同社の株主であり Director である FUJIMARU NICHOLS 氏より、本新株予約権の行使により取得した貴社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

ウ Soul Ventures 社について

Soul Ventures 社から提出を受けた 2026 年 2 月 9 日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高 156 百万円（日本円換算）を保有しており、本第三者割当に係る本新株予約権の発行に要する全額の資金が確保されている。一方で、同社において本新株予約権の行使に係る資金の全ては確保されていないが、同社の Director である So Chi On 氏より、本新株予約権の行使により取得した貴社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

エ 小括

したがって、各割当予定先から提出された資料、及び貴社が各割当予定先に対して行った確認内容により、本第三者割当における払込みに必要な資金を拠出できる十分な預金が存することが確認されているものであり、当該払込みの確実性については問題ないものと認められる。

(5) 発行条件の相当性

ア 本新株式の発行金額について

本新株式の発行金額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る決議日の直前取引日（2026 年 2 月 9 日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値 232 円を基準とし、そこから 9.91%ディスカウントした 209 円とされている。

この点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」という。）によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額・・・に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価額の算定にあたっては直前日の終値が基準とされており、日証協指針に適合しているのであるから、当該基準に不合理な点は認められない。

また、発行価額のディスカウント率を 9.91%とした経緯については、貴社の財務状況は、上記「1 (1)」で述べたとおり、黒字は 8 ヶ月間という短期的な状況であるため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいい難い状況にあり、また、安定的かつ継続的なキャッシュ・フロー及びこれによる運転資金の確保が確立されているとも言い難い状況にあることを勘案し、割当予定先からの発行価額における 10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する 10%を超えない範囲で相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとのことである。かかる経緯や日証協指針に適合していることからすれば、当該ディスカウント率に不合理な点は認められない。

したがって、本新株式の発行における発行価額は相当なものとして認められる。

イ 本新株予約権の発行価額及び行使価額について

本第三者割当に係る新株予約権の発行価額（新株予約権 1 個当たり 209 円。なお、新株予約権 1 個につき 100 株。）について、貴社は、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役：能勢 元、以下、「TFA」という。）に依頼し、当該新株予約権の価値算定報告書を取得したところ、TFAは、短期金利、ボラティリティ、取引コスト等について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価（232 円（2026 年 2 月 9 日の終値））、行使価格（209 円）、配当率（0%）、リスクフリーレート（1.584%）、市場リスクプレミアム（9.3%）、ボラティリティ（68.88%）、対市場 β （0.778）、クレジット・コスト（23.01%）及び 1 営業日当たりの売却可能株式数 9,903 株（2022 年 2 月 10 日から 2026 年 2 月 9 日までの日次売買高の中央値 99,030 株の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026 年 2 月 26 日から 2030 年 2 月 25 日まで）その他の発行条件の下、モンテカルロ・シミュレーションを用いた結果、2026 年 2 月 9 日を算定基準日とする当該新株予約権 1 個当たりの

合理的な公正価値評価額を 348 円（1 株当たり 3.48 円）と算定した。当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である T F A が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記前提等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いていることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、T F A は、貴社と継続的な取引関係は無く、貴社経営陣からの一定程度独立していると認められる。

当該新株予約権の行使価額（1 株当たり 209 円）については、東京証券取引所における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 2 月 9 日）の貴社普通株式の終値から 9.91% のディスカウントした額であり、同日までの 1 か月間の終値平均値 248.3 円に対して 15.82% のディスカウント、同 3 か月間の終値平均値 254.70 円に対して 17.94% のディスカウント、同 6 か月間の終値平均値 299.46 円に対して 30.20% のディスカウントとなっている。

この点に関し、日証協指針によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額・・・に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、上記行使価額は、取締役会決議日の直前日の終値から 9.91% ディスカウントした額とされており、当該指針に適合している。また、同日までの適当な期間における各平均値との関係ではいずれも 10% を超えるディスカウントとなっているが、貴社の財務状況は、上記「1 (1)」で述べたとおり、2025 年 3 月期まで大幅な赤字が存したのであり、その後は黒字に転じたものの 8 ヶ月間という短期的な状況であるため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っているとはいえない状況にあり、また、安定的かつ継続的なキャッシュ・フロー及びこれによる運転資金の確保が確立されているとも言い難い状況にあることからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある。そのため、当該行使価額が不合理であるとは認められない。

以上から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(6) 既存株主への影響

上記のとおり、本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 2,392,400 株（議決権数 23,924 個）及び 39,234,700 株（議決権数 392,347 個）の合計 41,627,100 株（議決権数 416,271 個）となり、本日現在の発行済株式に係る議決権数 341,879 個（34,188,719 株（自己株式含む））に対して、本新株式の発行により議決権比率 6.99%、本新株予約権の発行により議決権比率 114.76% の合計議決権比率 121.75% の希薄化となる。

このように株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、本第三者割当は、上記のとおり、いずれも相当な発行価額及び行使価額で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではない。また、本第三者割当により調達した資金を上記使途に充てることにより、貴社の財政基盤の安定化や企業価値の向上に資する可能性があるものといえる。

また、本新株式の発行により増加する株式及び本新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式の合計 41,627,100 株を行使期間である 4 年間（245 日／年営業日で計算）で売却とした場合の 1 日当たりの数量は 42,476 株となり、東京証券取引所における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 2 月 9 日）までの 6 か月間における貴社普通株式の 1 日当たりの平均出来高 1,310,668 株の 3.24% に留まる。仮に当該売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるが、各割当予定先は、市場動向を勘案しながら売却する旨を書面で表明している。そうであるとすれば、当該売却が及ぼす株価への影響は限定的となり、貴社普通株式の流動性によって吸収されることが期待できるといえる。

そのため、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化は、その規模が不合理なものであるとまではいえない。

(7) 小括

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、その方法、資金使途、割当予定先及び発行条件等において相当といえ、株式の希薄化による既存株主への影響を考慮しても不合理とはいえず、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性のいずれも認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2025年8月期
売上高	4,174,719千円	3,311,839千円	1,109,625千円
営業利益	△2,146,484千円	△2,616,876千円	△922,394千円
経常利益	△2,397,523千円	△3,400,725千円	781,288千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△2,459,132千円	△4,411,879千円	526,527千円
1株当たり当期純利益（円）	△426.36円	△337.58円	18.99円
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	9.14円	101.41円	148.00円

※2025年6月30日開催の第24回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しました。従って2025年8月期は2025年4月1日から2025年8月31日の5か月間となっております。

(2) 現時点（2025年1月31日）における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,188,719株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2025年8月期
始値	1,100円	620円	514円
高値	1,110円	899円	514円
安値	360円	227円	233円
終値	620円	508円	362円

② 最近6か月間の状況

	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
始値	252円	442円	316円	307円	285円	242円
高値	445円	630円	348円	319円	285円	284円
安値	236円	301円	299円	261円	210円	238円
終値	362円	337円	311円	280円	239円	244円

注：2026年1月の株価は2026年1月18日までの値を記載しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年2月9日
始値	232円
高値	234円
安値	228円
終値	232円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①2023年8月14日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年8月31日
調達資金の額	99,994,000円
発行価額	1株につき68円
募集時における発行済株式数	1,470,500株
当該募集における発行済株式数	52,668,800株
募集後における発行済株式数	54,139,300株
割当先	合同会社 Happy horse 1,470,500株
当初の資金使途	借入金返済資金：99百万円
支出予定時期	2023年9月
現時点における充当状況	借入金返済資金：99百万円

②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行

払込期日	2023年12月28日
調達資金の額	総額1,050,000,000円
転換価額及びその修正条項	<p>当初転換価額：1株当たり51円</p> <p>当初転換価額は、2023年12月12日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。</p> <p>転換価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、修正日にかかる修正後の転換価額が26円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額）（以下「下限転換価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
割当先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景祥針織有限公司 500,000,000円（額面50,000,000円の本社債10個） ・ Seacastle Singapore Pte Ltd. 300,000,000円（額面50,000,000円）

	円の本社債 6 個) ・ 山内規之 250,000,000 円 (額面 50,000,000 円の本社債 5 個)
募集時における発行済株式数	55,906,700 株
当該募集による潜在株式数	20,588,235 株
現時点における転換状況	20,588,235 株
現時点における調達した資金の額	総額 1,050,000,000 円
発行時における当初の資金使途	① 運転資金 : 300 百万円 ② 当社における借入金返済資金 : 750 百万円
支出予定時期	① 2023 年 12 月 ~ 2024 年 3 月 ② 2023 年 12 月 ~ 2024 年 1 月
現時点における充当状況	① 運転資金 : 300 百万円 ② 当社における借入金返済資金 : 750 百万円

③第 12 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行

割当日	2023 年 12 月 28 日
発行新株予約権数	294,118 個
発行価額	1 個当たり 93 円 (総額 27,352,974 円)
発行時における調達予定資金の額	1,527,354,774 円 (内訳) ・ 新株予約権発行分 27,352,974 円 ・ 新株予約権行使分 1,500,001,800 円
割当先	Seacastle Singapore Pte Ltd. 294,118 個
募集時における発行済株式数	55,906,700 株
当該募集による潜在株式数	29,411,800 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現時点における行使状況	18,904,800 株 (2024 年 10 月 28 日時点)
現時点における調達した資金の額	696 百万円 (2024 年 10 月 28 日時点)
発行時における当初の資金使途 (注 1)	① 当社における借入金返済資金 : 550 百万円 ② 当社子会社 (アトリエブックアンドベッド) の借入金返済 : 350 百万円 ③ 弁護士保険事業の実施のための準備資金 : 100 百万円 ④ 大口顧客に対する営業貸付金資金 : 870 百万円
支出予定時期	① 2023 年 12 月 ~ 2024 年 10 月 ② 2023 年 12 月 ~ 2024 年 12 月

	③2023年12月～2025年12月 ④2023年12月～2025年10月
現時点における充当状況 (注2)	①運転資金：200百万円 ②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：0百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：3百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：130百万円

④第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2023年12月28日
発行新株予約権数	97,826個
発行価額	1個当たり73円（1株につき0.73円）
発行時における調達予定 資金の額	457,140,898円 (内訳) ・新株予約権発行分 7,141,298円 ・新株予約権行使分 449,999,600円
割当先	Seacastle Singapore Pte Ltd. 97,826個
募集時における 発行済株式数	55,906,700株
当該募集による潜在株式数	9,782,600株（本新株予約権1個につき100株）
現時点における行使状況	8,043,200株
現時点における調達した 資金の額	369百万円
発行時における当初の資金 使途	①当社における借入金返済資金：550百万円 ②当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：350百万円 ③弁護士保険事業の実施のための準備資金：100百万円 ④大口顧客に対する営業貸付金資金：870百万円
変更後の資金使途（注1）	①運転資金：230百万円 ②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：350百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：100百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：520百万円
支出予定時期	①2023年12月～2024年10月 ②2023年12月～2024年12月 ③2023年12月～2025年12月 ④2023年12月～2025年10月
現時点における充当状況	①運転資金：200百万円

(注2)	②当社における借入金返済資金：670百万円 ③当社子会社（アトリエブックアンドベッド）の借入金返済：0百万円 ④弁護士保険事業の実施のための準備資金：3百万円 ⑤大口顧客に対する営業貸付金資金：130百万円
------	--

注1：2024年3月29日付「資金用途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第12回新株予約権、第13回新株予約権）の発行により調達する資金用途に「①運転資金」の項目を追加し、資金用途の変更を行いました。また、2024年5月8日付「資金用途の変更に関するお知らせ」開示にて、新株予約権（第12回新株予約権、第13回新株予約権）の発行による調達資金のうち、「⑤大口顧客に対する営業貸付金資金」に充当予定であった720百万円のうち200百万円を「①運転資金」として使用するため、資金用途の変更を行っております。

注2：前述の第13回新株予約権との合算数値となります。

⑤2025年1月8日付開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2025年1月24日
調達資金の額	600,000,000円
発行価額	1株につき400円
募集時における発行済株式数	1,500,000株
当該募集における発行済株式数	12,383,169株
募集後における発行済株式数	13,883,169株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd 1,000,000株 株式会社 YourTurn 500,000株
当初の資金用途	①運転資金：300百万円 ②当社における借入金返済資金：300百万円
支出予定時期	①2025年1月～2025年4月 ②2025年1月～2025年2月

⑥第16回新株予約権及び第17回新株予約権の発行

割当日	2025年1月24日
発行新株予約権数	189,540個（1個につき100株） 第16回新株予約権 148,900個 第17回新株予約権 40,640個
発行価額	総額165,914,780円 第16回新株予約権1個につき金879円 第17回新株予約権1個につき金862円
発行時における調達予定資金の額	7,950,714,780円 （内訳） 本新株予約権発行分 第16回新株予約権 130,883,100円 第17回新株予約権 35,031,680円 本新株予約権行使分 第16回新株予約権 5,956,000,000円 第17回新株予約権 1,828,800,000円
割当先	第16回新株予約権 Seacastle Singapore Pte.Ltd 55,570個 株式会社 YourTurn 48,890個

	景祥針織有限公司 26,660 個 堀江 貴文 17,780 個 第 17 回新株予約権 合同会社トリコロール2 33,490 個 JOHN CHI CHONG FOU (ジョン・フー) 7,150 個
募集時における発行済株式数	12,383,169 株
当該募集による潜在株式数	18,954,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現時点における行使状況	13,304,800 株
現時点における調達した資金の額	5,400 百万円
発行時における当初の資金使途	②当社における借入金返済資金 : 315 百万円 ③当社子会社 (アトリエブックアンドベッド株式会社) における借入金返済資金 : 215 百万円 ④当社子会社の設備投資等資金 : 154 百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金 : 230 百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金 : 120 百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金 : 6,680 百万円
変更後の資金使途 (注 1)	②当社における借入金返済資金 : 415 百万円 ③当社子会社 (アトリエブックアンドベッド株式会社) における借入金返済資金 : 215 百万円 ④当社子会社の設備投資等資金 : 154 百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金 : 230 百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金 : 120 百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金 : 2,720 百万円 ⑧実物資産 (ゴールド) の取得資金 : 2,260 百万円 ⑨事業会社に対する投融資資金 : 1,100 百万円 ⑩運転資金 : 400 百万円 ⑪実物資産 (ゴールド) の取得資金 : 100 百万円
支出予定時期	②2025 年 1 月～2026 年 1 月 ③2025 年 1 月～2026 年 8 月 ④2025 年 1 月～2027 年 1 月 ⑤2025 年 1 月～2027 年 1 月 ⑥2025 年 1 月～2027 年 1 月 ⑦2025 年 1 月～2028 年 1 月 ⑧2025 年 1 月～2026 年 8 月 ⑨2025 年 2 月～2028 年 1 月 ⑩2025 年 3 月～2026 年 3 月 ⑪2025 年 10 月～2026 年 8 月
現時点における充当状況	②当社における借入金返済資金 : 331 百万円

	③当社子会社（アトリエブックアンドベッド株式会社）における借入金返済資金：0百万円 ④当社子会社の設備投資等資金：0百万円 ⑤太陽光発電施設の取得資金：230百万円 ⑥販売用不動産の仕入資金：7百万円 ⑦M&A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金：2,585百万円 ⑧当社及び子会社による暗号資産の購入資金：961百万円 ⑨事業会社に対する投融資資金：971百万円 ⑩運転資金：253百万円 ⑪実物資産（ゴールド）の取得資金：0百万円
--	---

- 注1：2025年1月28日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行により調達する資金使途に「⑧子会社による仮想通貨の購入資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。また、2025年2月19日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑨事業会社に対する投融資資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。2025年3月18日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑩運転資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。2025年6月26日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて資金使途の変更を行いました。2025年10月21日付「資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示にて、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行による調達資金に「⑪実物資産（ゴールド）の取得資金」の項目を追加し、資金使途の変更を行いました。
- 注2：2025年7月8日付「第17回新株予約権の一部取得及び消却の完了に関するお知らせ」の開示にて、第17回新株予約権の一部について残存する対象者が保有する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたしました。

以上

(別紙1)

abc 株式会社
募集株式の発行要項

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 2,392,400 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 209 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 500,011,600 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 250,005,800 円
資本準備金 金 250,005,800 円 |
| 5. 申込日 | 2026 年 2 月 26 日 |
| 6. 払込期日 | 2026 年 2 月 26 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | Seacastle Singapore Pte.Ltd 2,392,400 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 本郷支店
三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店
楽天銀行株式会社 第三営業支店 |
| 10. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

(別紙2)

abc 株式会社
第 19 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 abc 株式会社第 19 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 136,536,756 円
3. 申込期日 2026 年 2 月 26 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 2 月 26 日
5. 募集の方法及び割当先
 第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
 Seacastle Singapore Pte.Ltd 153,111 個
 WowooPte. Ltd. 167,465 個
 Soul Ventures Holdings Limited 71,771 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 39,234,700 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 392,347 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 348 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下、「行使価額」という。) は、金 209 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用す

る日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年2月26日から2030年2月25日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約

において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第20項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 本郷支店

三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店

楽天銀行株式会社 第三営業支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を348円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、209円とした。

23. その他

上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

以上